

平成29年度 第2回島根県子ども・子育て支援推進会議

日 時 平成30年2月13日(火)

14:00～16:00

場 所 サンラポーむらくも 瑞雲の間

○吉田GL そうしますと、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、平成29年度第2回島根県子ども・子育て支援推進会議を開催いたします。

本日、進行を務めさせていただきます子ども・子育て支援課、吉田でございます。よろしく願いいたします。

まず、開会に当たりまして、島根県健康福祉部次長、平岡が御挨拶申し上げます。

○平岡次長 健康福祉部次長の平岡でございます。きょうは皆さん、大変お忙しいところ、また、こうした記録的な大雪で足元の悪い中をお集まりをいただきましてまことにありがとうございます。また、平素から県の進めております子育て支援施策に御理解と御協力をいただいておりますこと、改めてお礼を申し上げたいと思います。

国におきましては、御承知のとおり子ども・子育て支援新制度の量の拡充と質の向上ということに向けまして、保育所の整備や、あるいは保育士の処遇の改善、あるいは保育料の軽減、放課後児童クラブの充実などなど、さまざまな施策に取り組んでいるところであります。また、来年度の予算を見ましても、これらの取り組み、一層充実するという方向性が示されているところでありますが、一方、全国的には待機児童が発生をしたり、あるいは保育士が不足したりというような課題もありますし、また、このたびは教育の無償化というようなことも方向性が決められたところであります。また、加えまして、昭和40年に保育所の保育指針というのが定められまして、これをもとに保育所における保育がずっと進められてきたわけですけれども、このたび3度目の改正ということで大変大きな改正がありまして、この4月からこの改正指針が進められるということになったところであります。こういうふうには、保育や子育てをめぐる環境というのが大きく変わろうとしている中でありますので、県としてもこういう国の動き等にもしっかりと注視をしつつ、なお一層県としての施策のほうも充実をしていきたいというふう考えているところであります。

きょうの会議ですけれども、まず、前半のところでは、今年の7月の第1回の会議でも

少しお話しをさせていただいたと思いますけれども、しまねっ子すくすくプラン、これに基づいて今の子育て支援等を検討して取り組んでいるわけですが、この中の子育て支援事業の事業計画、この部分の見直しについて御説明をさせていただきたいと思っております。この計画は平成27年につくりまして2年が経過をし、ちょうど中間年ということになりますので、待機児童の解消等々に向けて、各市町村のほうで現在の社会情勢等も踏まえながら市町村におけるこの計画の見直しもされておりますので、そういうことを踏まえながら、そして県で行います保育士確保策等々について見直し案を今回御提示をさせていただきましますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただきまして計画としてまとめ上げてまいりたいと思っておりますので、その点、お願い申し上げたいと思っております。

それから、後半部分は、この計画は保育だけではありません。ひとり親世帯の支援、あるいは結婚支援、仕事と家庭の両立支援等々、さまざまな分野にわたっての計画でございますので、このプランに盛り込んでおりますさまざまな事柄について、ぜひ皆さん方にも幅広い意見交換をしていただければと思っております。それに先立ちまして、県が考えております今後の子育て支援策等々についても情報提供、説明をさせていただきたいと思っております。

どうかこの会議が実りあるものとなりますように、委員の皆さんには忌憚のない御意見を改めてお願いを申し上げまして冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○吉田GL そうしますと、本日は宇津田委員、山口委員、山代委員の3名が御欠席でございます。したがって、委員総数17名中14名の委員の御出席をいただいております。よって、委員の過半数の御出席をいただいておりますので、本会議は定足数を満たしていることを御報告申し上げます。なお、委員の皆様の御紹介につきましては、時間の都合上、別添の委員名簿にかえさせていただきますので、御了解ください。

次に、資料の配付の確認をさせていただきたいと思っております。お手元に平成29年度第2回子ども・子育て支援推進会議のレジュメ、それから委員名簿、資料ナンバーとしまして、資料1、A41枚と、資料1-1、A4のホッチキスどめがしてあるものがございます。それから、資料2、A3横長のホッチキスどめがしてあるものと、資料3、4、5というふうに配付させていただいております。漏れのある方、事務局のほうまでお知らせいただきたいと思っております。いかがでしょうか。そうしますと、これから……（発言する者あり）よろしいでしょうか。（発言する者あり）失礼いたしました。大丈夫ですか。

そうしますと、これから議事に入りたいと思いますが、これより先は高橋会長に進行をお願いしたいと思います。

高橋会長、よろしくお願いいたします。

○高橋会長 そうしますと、早速議事を進めさせていただこうと思っております。私もちよっとインフルエンザをやりました、まだまだ体調がもとに戻っているというわけではありません。この大雪で、また外に出かけるという機会ももう極小に抑えてるというようなところでございますけれども、きょう、こうしてこの会場に、皆様、各委員の方々がお見えになられまして、なかなか長いこと会ってないなって、お元気そうだなというように今感じさせていただいたところでございます。

やはり子ども・子育てというのは目の前に私たち島根の子供っていうのをイメージしておりますし、同時に、このお母さん方ですね。まあお父さんもそうなんですけれども、そのお母さん方の様子といいましょうか、すごくこの数年の間に、いや、いえ、もうずっとそうなのかもしれませんけれども、大きくお母さん方も変わってきているなというように感じます。毎日報道の中でも必ず子育て、子供たちの様子が新聞なりテレビなりでも報道されますが、必ずその横にはお母さんの顔がきらきらと輝いている。本当にお母さんも島根の子供を育てていくという自信にあふれて活動を続けていらっしゃるんだなというようにも感じさせていただいております。

それにも増して、私どもと言ったらおかしいな、私自身もどんだん年とっていつてしまって、年はもう70を超えて、71ということを迎えたわけなんです、いよいよ私の長男の嫁もこの4月から職場に復帰するというので、1歳と3歳の子がいるんですけども、その2人を、今度うちの家内が1週間ほど出かけるそうですが、お試し期間の間は何かちょっと見てくれんというようなことが、連絡ありましたので4月に出かけていく予定にしていますが、さまざまな形で子供たちっていうのはこの子育て支援の一つの恩恵の中でたくましく育っていくんだなということも感じさせていただいております。

きょうは、先ほど次長さんのほうからも御説明がありましたように、見直しについて主なる議題となっております。これは定例的な見直しですので必ず本日やり遂げていきたいというように思っております。この年度末の一つの大きな私たちの仕事でございますので、させていただきたいと思っております。

また、その後、来年度というか新年度のふるさと支援の県の施策について御説明を受けた後、各委員の方から忌憚のない御意見をきょうは賜りたいというように思っております。

さまざまな事柄で結構でございますので、こういった様子はどうだろうかということ、ここに議題で上がらなかった内容でも結構でございますので、ぜひとも御意見をいただきたいというように思っております。そういう形で進めさせていただきます。

では、見直し案が今できております。ちょっとかなり膨大なものなんですけれども、これについて事務局のほうから御説明をいただいて、質疑という形に入らせていただこうと思います。

では、お願いいたします。

○原企画員 失礼いたします。子ども・子育て支援課の原でございます。

○高橋会長 どうぞお座りになってください。

○原企画員 はい。済みません。座って説明させていただきます。

そういたしますと、先ほど会長のほうからもありました子ども・子育て支援事業計画、この見直し案につきまして御説明をさせていただきます。資料のほうは資料1及び資料1-1、資料の2、資料の3、これについて、これに基づいて御説明をさせていただきたいと思いますが、まず、資料の1をごらんいただければと思います。

こちらのほう、今回の見直しの概要ということでまとめさせていただきます。

まず1番のところ、子ども・子育て支援事業計画とはということで、端的に申し上げまして、この計画、5年間の計画でございますが、27年から31年まで。これは学校教育・保育の需給計画及び地域の子ども・子育て支援事業というのを進めておりますが、その事業の需給計画というのが基本になっている計画でございます。平成27年度から子ども・子育て支援新制度ができて、それに付随する形でこの計画をつくるということになったわけでございますが、まず、全市町村で子ども・子育て支援事業計画を策定すると。県におきましては、その市町村の計画を積み上げ、それを基本といたしまして、島根県の子ども・子育て支援事業支援計画というのをまず策定するという流れになっております。

今回、見直しにつきましては、この会議で平成27年からつくっていただきましたしまねっ子すくすくプランですね。こちらの第5章のほうですね。これが島根県子ども・子育て支援事業計画になっておりまして、ここでその需給計画ですね。保育の量ですね、どの程度保育所等を使いたい方がいらっしゃって、それに対してじゃあどれほどの供給、受け皿を出していくのかというところを基本的に計画で盛り込んでいるところなんですけれども、それを今回、中間年であります今年度、平成29年度に見直しを実施するというところにされているところでございます。

今回、各市町村におかれましては、基本的に国のほうの方針としまして、その量の見込みですね。例えば保育所をどの程度使う御家庭があるのかというところを当初計画で見込んでおるんですが、その量の見込みが10%以上乖離しているというような場合であればその確保方策について見直しを実施していきましようということを基本として各市町村において見直しを行われたところでございます。その各市町村の見直しを踏まえまして、今回、県のその需給計画を見直していくということでございますので、御承知おきいただければと思います。

下のほう、量の見込みと確保方策のこと書いておりますが、まあ需要と供給だと思っていただければと思います。量の見込みとしましては、どの程度利用状況があるのかというのに加えまして、住民の利用希望ですとか昨今の社会情勢ですね。働き方改革ですとか女性活躍等を踏まえまして、どの程度の量の見込みがあるかというところをまず各市町村ではじき出しております。それに基づきまして、じゃあその利用規模、ニーズにどう応えていくかというところを確保方策として示している。要は、これは確保方策といいますと、保育所等の受け皿ですね。どの程度の保育所等の数が必要になるのか、整備内容、整備計画ですね。あるいはその量、定員をどの程度にしていくべきなのかというところを踏まえて、その供給を計画に落とし込んでいるという状況、この状況を今回見直しさせていただいてるところでございます。これが1つ目の見直し内容。

そして、2つ目ですね。その他の見直しということで、(2)で書かさせていただいております。これ、①、②、③と丸つけておりますけれども、1つ目が認定こども園の需給調整に係る特例措置ということで、これは追って御説明させていただきたいと思いますが、認定こども園を各市町村で設置される場合に、各施設で設置されるということになった場合に、この先ほどの需給計画に基づいて供給過多になっているということがある可能性があります。その場合に特例措置を設けている、そこの見直しを行います。あと、認定こども園の目標設置数というところを市町村のほうで意向希望等を踏まえて設定しておられますので、それを県の計画にも反映させたい。3番目が、保育士等の確保方策、あと資質向上、その辺のところの支援施策につきまして現状を踏まえまして、今後の県の取り組みの方向性を新たに落とし込んでいるというところでございます。概要としましては、一応そういう形で今回見直しを行っているということでございます。

そうしますと、具体的な見直し案につきまして御説明をさせていただきたいと思います。お手元にお配りしております資料1-1が、これが変更した最終の変更後のバージョン

の全文でございます。

同様に、資料2のほうが、これが現行計画と今回見直した計画を左右に並べております。新旧対照表の形をとった見直し案でございます。こちらで順を追って、前半のほうを私から、後半のほうはちょっと保育のグループのほうから説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そうしますと、資料2に沿って御説明をさせていただきたいと思っております。

資料2のほう、修正部分につきましては、基本赤くしております。ちょっと済みません、字が小さくて見えにくいかもしれませんが御容赦いただきまして、御確認をいただければと思います。

変更箇所を中心に御説明させていただきたいと思っておりますが、まず、1枚めくっていただいて、2ページですね。こちらをごらんいただければと思います。こちらのほうが、教育・保育ですね。保育所ですとか幼稚園ですとか認定こども園ですね。その辺のところの需給計画の県全体をまとめた表になっております。当初計画は各市町村の状況を調査いたしまして、これ以降に各市町村ごとの区域別の変更内容をつけておりますが、それを積み上げて島根県全体の計画とさせていただきたいと思っております。

具体的にはそれぞれの数字を見ていただければとは思いますが、この2ページの左側ですね。見直し前のところですね。一応、31年までが計画期間になっておりますので、31年に向けてさらなる量の見込みが出ているという状況になっておるところを、じゃあどのように受け皿、供給ですね。確保方策をとっていくかということで、各市町村考えられまして、数字をはじき出しておられるというところがございます。昨今、少子化ということで子供の数が徐々には減ってきているんですが、ごらんいただきますと、左側の見直し前の量の見込みの31年度を見ていただきますと、1号、2号、3号、それぞれこれ、4、161から書いております。これ全部足しますと2万5,502になります。ただ、少子化で子供が減るんだらうということですからずっとそういう計画を立てておったんですが、今回、見直し後になりますと、31年の右側の見直し後の1号、2号、3号を見ていただきますと、3,718、1万2,671、1万5,999あります。これを全部足しますと2万6,988で、プラス1,486ということになっております。すなわち、量の見込み、要は保育所等を利用したいと思われる方がふえていくだろうという県全体の見込みになっておるところでございます。それにあわせまして、じゃあどのように確保していくかというところがございますが、これも先ほどと同様、31年を見ていただければと思

います。現行計画におきましては、確保方策7, 414、1万2, 261、あと1万765ですね、これを足しますと3万440になります。一方、見直し後を見ますと、同じ、同様に足しますと3万1, 027になりまして、プラス587の受け皿を確保しようという県全体での計画になっています。すなわち、どの程度ふやしていくかという、あるわけなんですけれども、量の見込みがふえていくという中で確保方策もふやしていこうという各市町村さんのお考えが反映された計画の見直し案ということになっております。結局、ここが最後、過不足がマイナスが走るようになりますと、いわゆる待機児童ということになりますけれども、その辺が出ないような形で、今後、各市町村は保育所等に入りたいという御家庭についてはきちんと受け入れられるような体制を整備していくという計画をつくっていらっしゃるということでございます。それを積み上げてこの県全体の計画とさせていただきます。

次、めくっていただきまして、これが各市町村ごとに同様の形で書かさせていただいておるところでございます。基本的に赤字になっているところは市町村において見直しをされたというところでございます。済みません。それで、27から29につきましては、これはもう実績ベースの数字を入れさせていただいておりますので御承知おきいただければと思います。ですので、これ、一つずつ各市町村ごとの説明は割愛させていただきますが、重立ったところ、待機児童が現在発生しているような市町村のところをちょっとピックアップさせて御説明させていただきますと、まず、3ページ目ですね。松江市区域ということで書かさせていただいておりますが、松江市さんのほう、当初計画におきまして31年度計画、最終年度におきましては、1号、2号、3号、これ足し合わせますと7, 571人の量の見込みがあるだろうと当初想定しておられました。ただ、今回、社会情勢等を踏まえまして、右側の見直し後のほうですね、量の見込みのトータルが8, 598ということになりまして、プラス1, 000ちょっとの量の見込みを見込んでられるということになっております。あわせて、確保方策ですね。それに呼応する確保方策につきましては、従前計画では同様に足しますと9, 427の受け皿を確保しようという当初計画でございました。それにつきましては、今回の見直しにおきまして9, 770の受け皿を確保するという計画にしておられます。プラス343の受け皿確保という計画でございます。

あわせて、出雲市、1ページめくっていただきまして4ページ、出雲市区域でございますので確認をさせていただければと思います。同様に、出雲市区域の量の見込み、31年度1, 572、2, 600、2, 925、これ足しますと7, 097でございます。それに

あわせて今回は量の見込みとして31年度7,471となりましてプラス374人の量の見込み、ふえるだろうという計画になっております。あわせて、その受け皿、従前、当初計画が8,128、見直し後は8,661プラス533というところでの見直しになっております。

もう一つぐらいいきますと、6ページですね。雲南市にもちょっと待機が発生しているところなんですけれども、そちらのほうも今回見直しをしておられます。こちらのほう、当初計画の量の見込みは1,222です。ただ、見込みのほうとしては1,374ですね。こちらのほうでプラス152人ふえるだろうということになっております。一方、これ確保方策のほうなんです、1,820という数字です、当初計画、全部足しますと。ただ、今回、見直しでは1,619で、受け皿としては201減っているという状況になっております。ただ、これは後々説明しますが、認定こども園等への移行ということで、これ1号の数はかなり減っておりまして、1号、減らしつつも認定こども園等への移行を踏まえて、2号、3号のところ、特に3号ですね。3号のほうの受け皿をふやしていくというところで、そこで相殺されるといいますか、増減があったところでの数字がそういう数字になっております。ただ、いずれにしましてもきちんと確保できますというところで、過不足のほうでは余裕がある計画を雲南市さんのほうが立てておられるという状況でございます。というように、待機が出ている市町村を中心に今回見直しを行われておるところでございます。一方の30、31で赤くなってない町村区域ですね、中山間地を中心とした町村部につきましては見直しを行われてない市町村もございます。これは現行の計画で十分やっつけていけるということで今回特に見直しを行われなかったということでございますので、御承知おきいただければと思います。いずれにしましても、こういったところを、各市町村の計画を踏まえまして、冒頭の県計画、積み上げをさせていただいて31年度までには待機が出ない形をとる、需給バランスを図っていくという計画を県の見直し計画とさせていただければと思っておりますので、御承知おきいただければと思います。これが教育・保育の施設の今回の見直し案でございます。

続きまして、済みません。駆け足でございますが、13ページのほうをごらんいただければと思います。ここから、これが地域子ども・子育て支援事業と申しまして、そういった保育以外の取り組みというの、この子ども・子育て支援新制度のもう一方の柱でございますけれども、その各種事業につきまして、各市町村の取り組み状況というのを踏まえた県計画の見直しを今回行いたいと思っております。ここで、13ページ以降、各事業ご

とに従来立てておった計画を右側の見直し後の計画に落としたというところで、赤字にしておるところ、全て赤字になっていると思いますが、計画の見直しを行いたいと思っております。

これも、全部説明するのちょっと時間の都合上あれなので重立ったところを説明させていただきたいと思いますが、まず、13ページのこの3番ですね。放課後児童健全育成事業というところをごらんいただければと思います。こちらにつきましては、放課後児童クラブというところをどのように各市町村で行っていくかというところの数値を積み上げたものでございます。保育所で待機が出てるというところにもあわせて、小1の壁というところで、その方たちがそのまま小学校へ上がられるわけですので、そういった方たちの放課後の子供の遊びの場ですとか、そういった健全な育成の場を確保するということが放課後児童クラブというのがあるわけですが、そういったところも充実させていくというのがこの子ども・子育て支援新制度の柱でございますけれども、この放課後児童クラブにつきましても、31年度に向けまして、当初の量の見込みは7,961であったのが、今回8,699という数字に変更したいと。プラス738人が放課後児童クラブを使うことになるだろうという各市町村の数字となっております。それについて、じゃあどのように受け皿、放課後児童クラブをどれほどつくっていくかというところでございますが、8,371から9,434と、1,000ちょっとふやしていくという各市町村の計画になっておりまして、この辺も充実をさせていくという計画の見直しということになります。

あわせて、2つめくっていただきますと、9番の病児保育事業というのがございます。こちらについては、一つ、近年、新聞等でもその病気、例えば最近ですとインフルエンザとかで子供が休まざるを得ないというときに預ける場が必要だということで、都会などではかなり病児保育、待ちが出ているという、ようやくキャンセル待ちが出ているとかというのもありますけれども、これも県として、病児保育、どんどん進めていこうということで推進しているところでございますが、こちらにつきましても、各市町村におきまして病児保育施設をつくりながら、そういった方々への支援を行っていくところを進めておられるところでございます。その積み上げましたところ、量の見込みでも1万3,734が1万3,937でプラスの203名で、受け皿としましても、これ、上が病児保育事業で、下が子育て援助活動というふうに書いておりますが、上のところがいわゆる病児保育施設において病児保育を行う場合の数字、下のほうがファミリー・サポート・センターといいまして、児童の預かり等の援助をするという仕組みでございますが、その仕組

みで病児を預かるという2つの病児保育の形がありまして、その形を双方足し上げた数字で確保方策をはじき出しているところがございます。ここ、大きく変わっておりますのが、子育て援助活動というのが当初計画ではかなり見込みを各市町村立てておったところがございますが、27、28、29の実績を見ていただければと思いますが、57、30、120と、そんなにファミリー・サポート・センターのほうで病児保育を行っていないという実態を踏まえて、各市町村におきまして、ファミサポで病児を預かるというよりも、病児専用の施設をつくって病児保育を行っていくという支援をしていこうという市町村の考え方がシフトしてきておりまして、それで病児保育事業のほうに数字がシフトしたという状況になっております。いずれにしましても、確保、病児の子供を預かる受け皿としましては、従前計画でございますと1万6,213でございますが、これ2つ足しますと。今回は2つ足しますと1万8,439ということで、2,000強受け皿ができるような形で計画を立て直しておられるところがございます。ですので、病児保育施設をどんどん、どんどんというか、必要に応じて各市町村でつくっていかれるという計画になっておりますので、このような数字が出ておるといところでございます。いずれにしましても、この事業につきましてはそれぞれ各市町村においてニーズを把握して確保方策を見込んでおられるところがございます。ここもマイナスが走らない形での計画変更が行われているところがございます。

以上が地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策の見直し内容でございます。

続きまして、16ページをごらんいただければと思います。こちらのほうは、認定こども園の需給調整にかかわる特例措置というところで、これの数字も見直させていただきたいなと思っております。

この見直し前の(2)を見ていただければと思います。需給調整に係る特例措置。この需給調整、何ぞやというところがございますが、先ほどの需給計画におきまして、基本、プラス・マイナスでは受け皿のほうプラスになるということで計画を立てておるわけですが、一方で、認定こども園への移行をするというような形になったときに、基本、認定こども園に移行するときには県において認可、認定を行うんですけども、その際に、先ほどの需給計画で供給過多であった場合には認可、認定をしないということができるということにされておるところでございます。ただ、一方で、認定こども園の移行をすることになる場合がございます。その移行を全て希望する施設においては、全ての施設が移行できるように需給調整に係る特例措置を設けなさいということになっておりまして、その

特例措置量はそれ以上に需要があってもいいよという形の数字を需要に落とし込んでいいですよという形、それが計画に定める数をここに足しなさいということになっております。その数字を出したのがこの下の数字でございまして、これを県として計画の見込みということとさせていただきますと思います。

具体的に申しますと、例えば松江市の1号で1, 250という数字を出しておりますが、この数字が何かといいますと、戻っていただいて、3ページですね。3ページに戻っていただければと思います。3ページの見直し後の松江市区域見ていただきますと、平成31年度の1号を見ていただきますと量の見込みが1, 558になってまして、確保方策2, 730になっています。ですので、過不足が1, 172で、1, 172余裕があるという最終的な計画になっています。ですので、ここはもう1号を受け入れる受け皿はもうつくなくていいよというのが一般的な考え方になろうかと思えます。ただ、一方で認定こども園への移行を考えておられる施設があった場合、それをじゃあ認可、認定するとき、この計画でプラスになってるから認可、認定しませんよというのが県が言えるわけです、このままです。ただ、移行を希望されとる方が施設が移行できるように、需要のところにこの1, 250ですね、16ページに書いとる1, 250を上乗せしますという、上乗せすることによってこの計画は移行してもいいですよという数字にするという、まあ足し算をしていくというだけの話なんです。それでまだ、要は需要をもう少し見込んでおきましょうという形の数字ということになっておりますので、そういった形で今回計画に定める数を、まあ従来からつくっておったんですが、今回の各市町村の見直しの内容を含めまして、この計画に定める数を変更させていただいたというところでございますので、御承知おきいただければと思います。済みません、駆け足で。

次、17ページでございます。こちらにつきましては、認定こども園の目標設置数及び設置時期ということで、各市町村ごとの認定こども園の目標設置数というところを掲げさせていただいております。これは、基本的には各保育所等に対する認定こども園の移行希望調査、平成27年に実施しておりますその調査の結果及び、今回、各市町村に聞き取り調査を実施いたしました。それを参考としまして目標設置数を今回見直しさせていただいております。具体的にはこの赤字の形になっておりまして、最終的には72の認定こども園が各市町村トータルで目標の設置数ということになっております。以上でございます。

そういたしますと、続きましては、よろしく願いいたします。私のほうからは以上で、次、保育のほう、説明をさせていただきたいと思えます。

○田中G L 失礼いたします。保育支援グループの田中と申します。座って御説明させていただきたいと思います。失礼します。

そうしますと、私のほうからは、次、めくっていただきまして、資料2の18ページのところから御説明をさせていただきたいと思います。

お話しさせていただく内容は、まずこの18ページのところ、右側、見直しで、保育教諭、幼稚園教諭、保育士の数のところ、今後の推計値というのを見直しさせていただいております。

推計の方法といたしましては、片仮名、ア、イ、ウ、エで書いてございますが、簡単に御説明をさせていただきますと、平成28年の社会福祉施設等調査で年齢区分ごとの利用児童数が出てまいりますので、そこから最低基準として必要な保育士と保育教諭の数を割り出しをいたします。最低必要な保育士さん、それから保育教諭さん等をここから算出をいたします。それから、実際には最低に必要な保育士等だけでなく、その他、多少余裕を持った運営をなされているところがほとんどでございますので、イのところ最低基準にどの程度上乗せされているかというところを、実際の各施設の状況を拾い出しまして、計数、どれぐらい上乗せしているかの計数を算出いたしております。そして、エ、イで算出した上乗せ割合が今後もそのまま続くものと仮定し、今後の数値を算出をしております。

そういたしますと、そういう形で出しましたところが平成29年度、30年度、31年度が、保育教諭につきましては154、153、152人というふうになっておりまして、保育士のほうは4,259人、4,196人、4,173人というふうな数字になっております。ただし、幼稚園教諭につきましては、児童数のほうの中間見直し時の量の見込みのところ大きな変動はなかったというところで、これまでどおりの計画数値をそのまま載せさせていただいております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、人材確保の取り組みについて、文章のほうで書かせていただいております。保育士、人材確保の取り組みですけれども、これまでいろいろな事柄がありまして取り組みを進めてきたところです。1つには、会議体を設置しまして、行政、養成校、保育団体、ハローワーク等々の団体から御参加をいただきまして、しまね保育士確保・定着推進会議というものを設置しまして、県社協のほうと一緒に県が事務局を持ちまして、課題の共有、取り組みの検討を行っております。あるいは2番目のぼつの後段になりますけれども、学生向けの、新卒者向けの支援につきましても、県外の学生が県内の保育実習を行う場合の旅費助成を行う等の取り組みも今年度から実施をして

おります。それから、3番目のぼつは潜在保育士向けの支援ですけれども、しまね保育人材バンクの設置をしまして登録者に対し随時有益な情報提供をしたり、時には保育所体験バスツアーなどの実体験をしていただく取り組みなども進めてきております。また、加えまして、離職防止というのも人材確保については大事な取り組みであるというところから、労務改善の取り組み支援、あるいは新人職員さん向けの研修等、行っております。それから、その他にも、資格取得の関係で、保育従事者でまだ資格をお持ちでない方、あるいは幼稚園教諭の方の保育士資格の取得等々、資格取得の支援をやってまいりましたので、具体的にここに書き込みをさせていただいたところです。

めくっていただきますと、20ページのところでは、この先ほど説明しました内容を具体的に概要を一覧表にしております。これが20ページから21ページのところに赤字で詳しく記載をさせていただいております。

それから、めくっていただきまして、次、22ページのところですけれども、それから、ここが研修関係のところにつきまして載せさせていただいております。研修についてはちょっと赤字で書き込んでなくて大変申しわけないですけれども、この一覧表を見ていただきますと、幼稚園関係、それから保育所関係では、これまで別々に取り組んでおりました研修をなるべく一本化してどちらの研修にも入っていけるように、お互いの門戸を開いて取り組みを今年度から始めておりますので、そのような一覧表になっておりますので、升目が横長の行のようになっておりますが、幼稚園の先生も保育の研修に取り組んでいただけますし、保育士さんも幼稚園の研修に取り組んでいただけるような体制づくりを進めているところです。それから、この取り組みの上のところ赤字で書かせていただいておりますが、平成30年度からは、来年度から保育指針、幼稚園の教育要領等が改正されることにあわせまして、教育委員会と一緒に幼児教育センターの設置を検討しております。これによりまして各幼稚園、保育所の園内研修の支援を行っていく予定でおります。以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

見直し案についての主な点について具体的に説明をいただいたところでございます。

膨大なものでありますけれども、今回提示されたこの見直し案について、各委員の方々からの御意見、あるいは御質問等を伺いたいというように思います。

どうぞ、どなたでも結構でございますので、ぜひ御意見、あるいは御質問をお願いしたいと思います。お願いします。いかがでしょうか。

○委員 ちょっと。

○高橋会長 どうぞ。

○委員 ちょっと質問なんですけれど、14ページのところの8番の一時預かりの事業は、計画と比べると物すごく多いかな。1号がかなり実績としても上がって、計画の見直しでもかなりというか、何倍かにふえてるんですが、これの背景はどういったことになっているのか、ちょっとお伺いしたいなと思ひまして。

○原企画員 これ、見直し前のところ、1号利用、2号利用と書かさせていただいておりますが、14ページの8番ですよ。

○委員 はい、8番。

○原企画員 当初計画におきましては、これ、幼稚園型の一時預かりのところの項目なんですけれども、幼稚園型というのは、基本的には幼稚園に通っておられるお子さんをそのまま一時預かりをするという、1号の子供をそのまま預かるというのが基本の事業でございます。

ただ、当初計画の段階で、ここ、2号利用と書いてますが、これは実際は2号見合いの子供といいますか、共働きだけれども教育希望をしておられる子供さんという意味での2号利用ということでここは書いておったところですが、当初計画におきまして。実際は、そういう方は1号で認定されるんですけれども、基本、ほとんどはですね。これを分けて、当初、だから、要は共働き家庭で通常2号に該当するような御家庭だけれども、教育希望をされたお子さんはこの2号のところに数字が上がっていたという状況でございます。当初のその新制度ができたときに、そういうお子さんも多々出てくるだろうというところでおったんですが、基本的にはそういう方は1号認定をして幼稚園へ入られるという形になったものでして、今回の計画におきましては、量の見込みの中で全てトータルでもう1号の中でおさめて書いてますので、見直し後の計画におきましては、量の見込みは1段ですね。2号利用、1号利用分けてなくて書いておるところでございます。

そうしますと、実績を見ていただきますと、当初、すごくいるだろう、一時預かりをやるという人がいるだろうということで、見直し前見ていただきますと、1号、2号、例えば27年度を見ていただきますと、両方足すと20万ですか、延べになるんですけれども、になった、量の見込みがという話になってたんですけれども、実際ふたをあけてみて、実際延べの預かり人数としましては11万8,323だったというところを踏まえて、各市町村がその実績を見越して見直しをしていった結果が今回こういう数字になっていると

いう状況で、大分、量の見込み自体が、当初計画がちょっと過大だったという形にはなると思うんですが、実績を踏まえてちょっと今回、下方修正をしたというような形。

ただ、一方で、そういう方も今後若干ふえていく、全体としては下方修正したんだけども利用希望自体は若干その実績に応じてふえていくだろうということで、30年度は18万9,000、31年度は19万4,000という量の見込みがあるだろうというところで、それに呼応した形でそういう受け皿を20万ぐらい確保しているという結果になってるところでございます。

○高橋会長 よろしいでしょうか。

○委員 済みません、ちょっと勘違いしてたので。なかなか難しいですね。

ということは、逆に言うと、幼稚園の預かり保育は少しずつ減っていて、いわゆる保育所に最初から預けるという人がふえてきてるということになってるということですかね。

○原企画員 預かり自体は、当初の見込みがちょっとどうだったかちょっとはあるんですけども、ふえていっているという実態はあると思います。

○委員 わかりました。

○高橋会長 そのほか、ございませんか。よろしいでしょうか。

はい、それじゃあ加瀬部委員さん、お願いします。

○加瀬部委員 まだ数字が頭に入り切っておりませんので教えていただきたいことがいろいろありますが、2ページの量の見込みと確保の島根県全体の表を拝見しました。平成29年度までの実績ということで数字が上がっていると。30年度、31年度について見直しを行ったという御説明でした。見直し前と比較しまして大きく伸びているのが地域型保育事業の小規模保育のところですね。もともとの数が少ないので1,000幾らといったような数字ではないわけですが、小規模保育事業については平成29年度実績で3号のところは65と、それから2号が28、1号が5という数字が並んでおりますが、平成31年度のところを見ますと、特に3号のところは123、2号でも47という数字が見えます。このあたり、恐らくは待機児童の解消策であろうかと思ってみましたが、まだ御説明ありませんが、資料4の入所待機児童の状況を見ますと、松江市、それから出雲市、それから雲南市などで平成29年10月1日付での待機児童が出ているということです。そういった市でこうした小規模保育を、特に3号認定のところではじめられたのかと思ってみましたが、実際には松江、雲南、江津といったところでこの小規模保育が進められているようでした。

また、家庭的保育については、平成31年度で3号が20という数字が上がっておりますが、拝見しましたところ、これは大田市1市でした。このあたり、大田、江津は待機児童数というところでは大きなニーズはないようですけれども、家庭的保育や小規模保育に力を入れておられるということがわかりました。

また、一方、その下の確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園数を見ますと、平成29年度の1号から100以上減少しておりましたが、減少したところを見ますと、松江市、大田、江津でした。このあたり、大田、江津のあたりで、幼稚園から小規模保育、家庭的保育という保育のスタイルの転換があるのかというような見方もしたところですが、背景にはどのような動きがあるのか、この小規模保育、家庭的保育、そして移行しない幼稚園の減少、このあたりの説明をしていただけたらと思います。

○高橋会長 いかがですか。

○事務局 済みません。このところ、実際に、特におっしゃった大田とか含めて、恐らくいろいろな事情で家庭的保育、小規模にということで、ちょっとその事情のところまでははっきりと把握をしていないというところで、一応、基本的には各市町村において、状況に応じて認可保育所、こども園、それから小規模保育、家庭的保育、地域型保育含めて各地域事情において移行していただく、その選択をしていただくということになりますので、ちょっとその辺、さまざまな理由があって、恐らく認可保育所ではなくて小規模保育所、小規模、家庭的保育とか小規模保育に移行されております。ちょっとそここのところ、個別事情のほう、済みません、ちょっと今把握をしておりません。申しわけございません。

○加瀬部委員 済みません。勝手に推測していろいろと背景まで伺って申しわけありませんでした。

ただ、保育支援のほうで研修のことも触れておられましたけれども、新しい保育ニーズにあわせて研修の中身というのも変わってくると思われましたので、そのあたり、新しい動向というのを知りたいと思いました。失礼しました。

○事務局 補足しますと、この中でいうと、やはりこの計画をつくるときはまさしく子ども・子育て支援事業ができる前でしたので、まさしく小規模保育もどうなるかわからない中で、実際には移行して、実際、想定よりも我々も、ちょっとまだ少し数が少ないという本音のところはございますけど、小規模保育、あるいは、この中で見ていただきますと、当初なかった企業主導型保育というようなことも含めてさまざまなニーズに応じたところへ移行しておられますので、この辺、正直言って地域によってさまざま事情が異なって、

動きが必ずしも一定の何か法則で動いてるわけではないというところだと思います。恐らく、実態に合った、ニーズに合ったところへ移行されてるのかなというところでございます。ちょっと答えにならなくて申しわけございませんが、以上でございます。

○高橋会長 難しいですね。

松江市の課長さん、きょうは来ていただいているんですが、待機児童解消策というような視点から何かお考えのところがありましたら、ちょっと参考になるなと思いますが。

○大野委員 参考になるかどうかはわかりませんが。

松江市も先月のところで見直しをさせていただいて、計画を県のほうに見直しのほう出させていただいておりますけども、最近、全国的にいろいろな待機児童対策とかいろんなやり方が出てきているのかな、少しずつふえてきているのかなと思っております、松江市のほうでも企業主導型保育ということで何件か相談に来られたり、実際にもう始めておられたりとかっていうことが、新しい形のものが出てきておりますけども、家庭的保育についてはまだこちらのほうから率先してお願いしたりとかということとは特にまだ考えてはおりませんが、いろいろ待機児童が松江市もどンドン年々またふえてきている中でどうしていくかということ、もう少しこれからきちんと考えていかなければいけないかなって、そう話している中で、最近、松江市においてはゼロ歳、1歳で入所を希望されて、実際に保育所に入れないお子さんが少し全国と比べてもふえてきているのかなっていう傾向が見られるかなと思っております。それについて、例えばですけども、ゼロ歳のお子さん、お母さんが育児休業をとられる。ただ、その4月の段階で入れないと予約枠がそんなに多くはないので、4月の段階でもう育児休業を途中でやめられてでも入らないとなかなか入れないということがあるので、そっちへ育児休業を途中でやめてでも入所を希望される方もふえてるのかなということで、育児休業がとれる職場の方についてはできるだけ、去年からまた2年間まで延長できることになりましたので、そういったことができないのかなとかいうことも考えておりますが、これから実際になかなか難しくなると思いますので、いろいろなところと相談させていただきながら考えていきたいなということは話しているところでございます。まだこれ、こういうふうにしていけばというところ、なかなか固まっていないので、ちょっといろんなことを考えながらという段階ではございますけども、松江市についても31年度、待機ゼロを目指して今計画を見直して、これから中身について、いろんなやり方についてはもう少し考えていきたいなという、思っているところです。以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、よろしく申し上げます。原田委員さん。

○原田委員 済みません。連合の原田です。

2点、意見なり質問を。1つは定着の課題で、労務環境の改善や処遇改善が全般的に必要なだという認識は同じなんですけども、実はある社会福祉法人の中に30前半ぐらいで退職をせざるを得ない、それでまた新しい短大出の保育士さんが入ってきて、まあそれは経営ですから、年々上がっていく賃金を経営上なかなか負担しかねるということもあって、それは経営の問題なので一概にだめだという話ではないんですが、一方では保育の質の問題もあるわけで、保育士のキャリアアップもやっぱり制度としては必要だろうと思っておりますが、現場実態としてはそういう状況があることもやっぱり留意しておく必要があるかなと思っております。

そういう意味で、県のほうで、全県の、県内の勤続平均年数とか、あるいは30歳、あるいは40歳のポイント別賃金、こういったものが全産業平均と比べてどうなのかといったデータのものがあればぜひ公表していただきたいと思っておりますし、この新制度が始まってから、処遇改善交付金も受給する法人、あるいは施設もあるということですから、幾ばくかは月例賃金、もしくは一時金に加算されているとは思っておりますが、国の補助金ということ、交付金ということですが、実態としてこの2年間、現場の保育士の月例賃金なり年収ベースでどの程度処遇が改善されたのか、ここのところをやっぱり見ておかないといけないのではないかと、このように思っておりますので、今申し上げたところでデータがあれば教えていただきたいと思っております。

それから確保の、もう一つ策で、潜在保育士の話がありました。県で把握している、いわゆる潜在保育士というのは県内何名、今いらっしゃるのか。もっと言えば東部と西部にもセンターを設けると、こういうことですが、そのボリュームがわかりかねるといことなので、ついでに事後的な質問で申しわけない、現在、県内で働いてらっしゃる、いわゆる保育士という方は何人いらっしゃるのか、その辺の、これは基本的なことではちょっと、表を見ればわかるんだなと思ったんですけど、わからなかったもので、現在、県内でどれぐらいの保育士さんがいらっしゃって、潜在保育士というのが何名いらっしゃるのか、その辺わかる範囲で教えていただければと思います。

以上、意見としてです。

○事務局 そうしたら、何点か、先に、離職防止とかの話からします。

きょうお話しした人材確保のところ、ちょっと振り返りになりますが、3点、我々のほうでは保育士確保に向けて考えています。人材確保の取り組み見ていただいて、そういう書き方をしていますが、新卒の確保、ここが1つポイント。それからあと、潜在保育士の確保、そして3番目に離職防止という、この3つの観点から取り組みをしていくということで、こういう書き方をしております。

離職防止については、まずは、1つは、今、各保育団体の皆さんと一緒に離職防止に向けた取り組みというのをやろうということで、上に、説明の中でも申しましたけど、定着推進会議という、これは保育団体さんや、それから行政、それからあとはハローワークなんか全部入って、今言った、3つの観点でできることをやろうということで、保育団体の、いわゆる保育の経営の方々にもお入りいただいて、離職防止に向けて一緒に取り組み、事例集をつくったり、あるいは先輩保育士の指導というようなことを含めて、離職防止をやっています。

それから、あと処遇改善を、おっしゃるように非常に重要で、処遇改善、ことしから、今、取り組みをしています。まだ、ちょっと今、直近の数字は私のほうもあれしてませんが、今、この処遇改善を使っているのはたしか5割を超えてきたということで、最終的には六、七割の施設さんのほうが恐らくこの処遇改善に取り組む、いわゆる5,000円と4万円という非常に大きな処遇改善ですけども、これを使われる予定で、これは想定以上に今使われているということで、そうなりますと、もう一つ大きなポイントとなる処遇改善については大きく前進をするのかな。ただ、一方で、これちょっと使いにくいというところがありますので、これについて、今、国へもっと使いやすくしてほしいという要望をかけてまして、より使いやすくした上で、処遇改善ぜひ御活用いただきたいというふうに思います。

それから、潜在保育士が何人いるか。これは、いわゆる保育士バンクをつくるときに我々一応手続をしました。ただ、登録してる方々が全て御存命か、あるいは、それから県内にいらっしゃるのかちょっとわからないので、そこがわかりません。これが約1万人ぐらいの登録者がいます。今働いてる方々を除きますと、約5,000人から4,500人の潜在保育士がおられるかなと思いますが、ただ、これ、先ほど厳密に言いましたように、1回登録した後の把握はできませんので、県外に出ていらっしゃる、あるいはお亡くなりになったりする方もいらっしゃるかもしれませんが、推計で今言った潜在保育士の方がおられるということで把握をしております。その方々に向けて、今、我々、登録や、

あるいは保育所の、いわゆる実地ツアーと申しますか、見学ツアーのようなものを組みながらやっているということでございます。ちょっとこの数字については、潜在保育士の推計値になりますが、おおむねそのぐらいかというふうに思います。以上です。

○委員 そうすると、処遇改善、いわゆる年収ベース、あるいは月例賃金ベースで、県としての定点観測というのは今のところできてはないということですかね。

○事務局 これにつきましては、2年前ですか、今、我々のほうでアンケート調査をしましたが、その後していませんので、いわゆる特に今回、この数年ずっと今、ベースアップと、それからことしの大きな処遇改善してますので、この後の結果がどうなるかについては、ことしの処遇改善が一定程度終わったところで、またいろんな形で把握させていただきたいと思います。まさしく処遇改善の今、手続中ということでございますので、ここは少し御時間をいただきたいというふうに思います。

○委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

○高橋会長 それでは、大体御意見や御質問等をいただいております。ほぼこの今までの御意見、御質問等の中には、この見直し案に特段に反対とか、こういった点を修正してほしいとかという御意見はなかったように思っております。一応この本日の一つの大きな議題でありますこの見直し案については、皆様の御了解をいただいたものとして対応させていただきたいということとさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。若干時間が過ぎてはおりますけれども、続いて、新しい策と申しましょうか、子ども・子育て計画、新年度の施策について、ほぼ概要固まり、具体的にどう進めるかというような事柄が明らかになってきております。初めに、その点について、簡単に事務局のほうから御説明をいただきまして、その後、意見交換をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

では、よろしく願いします。

○事務局 失礼します。そうしますと、次第の2のところ、資料の4、お手元にお出しさせていただきたいと思います。待機児童の状況について、直近の10月1日現在の数字について御説明をさせていただきたいと思います。

今年度10月1日現在の島根県内の待機児童の数ですけれども、186人という結果が出ております。

市町村別の待機児童数はお手元の表のとおりですが、主に市部のほうで発生をしております。松江市さん、それから出雲市さん、雲南市さん、それから海士町さんのほうが人

口の増加によりちょっと発生をしているというところです。昨年の10月よりは待機児童数は減少しておりますものの、依然としてある状況です。原因といたしましては、就労される方がふえた、あるいは求職をされる方がふえたというところで、先ほど松江市の大野課長からお話もございましたが、ゼロから2歳の入所の希望の増というところが主な原因だろうと思います。

それから、全体的な過去からの推移につきましては、下のグラフのとおりでございます。子供の数、就学前の子供の数が年々減少しておりますけれども、保育所に入所する子供さんの数は徐々にふえておまして、それに伴いまして、待機児童対策はしておりますけれども、待機児童がまだ出ているという状況でございます。以上です。

○事務局 そうしますと、続きまして、資料5、来年度といたしますか、平成30年度の取り組みについて少しお話をしたいと思います。もう少し詳しい資料をお話ししたいところなんです、実はあした、一応解禁といたしますか、議会運営委員会のほうでお示しをするということで、きょうの段階では詳しい資料はまだちょっとお配りができないということで、大変恐縮で、簡単な事業で申しわけございませんけど、ちょっとポイントだけかいつまんでお話をしたいと思います。

資料5、私どものほうが管轄させていただいてますのは、結婚、出産、妊娠、子育てという、こうした項目でございます、ここのところでございます。少し口頭で挟んでお話をします。

最初に、平成の縁結び、要は結婚支援でございますが、今、縁結びサポートセンターというところで、はぴこや、あるいはイベントを中心とした取り組みをしていますが、来年度新たな事業としては、3つぽつ目、コンピューターマッチングシステムの導入、きょうは玉串理事長もいらっしゃって、まだ理事会がまだなんで、あくまでこれは県予算段階ということで、最終的には縁サポの理事会を通過ということになりますけれども、はぴこと、いわゆるボランティアに加えてコンピューターで相手探しができるという仕組みもとって、正直言いますと、今、結婚事情が非常に多くなっているということで、なかなかはぴこだけの需要に応じ切れないということもありまして、はぴこを通すシステムと、あるいはコンピューターそのもので自分自身で相手を選べるような仕組みもあわせて導入できないかということで、今、こういったコンピューターマッチングシステムを新たに新年度から導入できないかということで、今検討しているところでございます。

それから、あと下の下段のほう見ていただいて、待機児童ゼロ、病児、放課後、先ほど

計画のほうの中で申し上げました。計画の中で、1つは待機児童を減らすというふうに言っておりますので、これは市町村さんだけの努力ではなくて県のほうも支援をするということで、総合戦略の中で、待機児童の解消に向けて定員をふやしていただいたところに保育士の人件費補助というような施策を設けて、先ほどの市町村の取り組みを今支援しております。

病児保育につきましても、箇所数を拡大するために、施設整備に対して、いわゆる国基準を超える補助を行っております、これについても促進の取り組みをしております。

放課後児童クラブについても同様でございますが、来年度につきましては、また正式な中身をお話ししますが、少し従来の補助金をかさ上げする形で市町村の取り組みをさらに押し上げる、やっぱり放課後児童クラブの取り組みをさらに30、31年度ふやすというところの取り組みを今後やっていこうということで、ここは少しバージョンアップをしていくということを今計画しております。

次のページ見ていただいて、一番上、しまねすくすく子育て支援事業、これは各市町村の取り組みを支援するものですが、来年度特に、待機児童もさることながら、実は中山間地域の保育所等では逆に定員割れをする保育所等もございます。こうした、いわゆる中山間地域の保育所等の機能を維持するため、中山間地域等の小規模保育所に対する補助を来年度強化していきたいというふうに考えております。

それから、中ほど、地域子ども・子育て支援事業、それから保育士の人材確保、先ほどもお話ししたような取り組みをさらに充実をさせていただきます。

それから、下から2つ目、仕事と家庭の両立支援ということで、やはりワーク・ライフ・バランス等々の取り組みを進める必要がありますので、従前の掲示分になりますけれども、こっころカンパニーの認定であるとか、イクメン、イクボスの養成に向けた啓発ということで、この辺についても力を入れていきたいというふうに考えております。

それから、飛んでいただきまして一番最後のページ、この資料5の一番最後のところの一番最後、140というところですが、先ほど計画の中でも書きました。来年度の新規事業として、幼児教育センターというものを教育委員会と健康福祉部の共管という形でつくってきたいというふうに思っております。ここの中には幼児教育の指導主事、先生と、それから、あと幼児教育アドバイザーというようなものを置きまして、とりわけ、いわゆる幼稚園、それから保育所等々の量も必要ですけれども、質の拡大というところでも非常に重要になりますので、保育指針等を中心としながら、こられがきちんと充実ができるように、

幼稚園や保育所等々を巡回したり、あるいは集合型での研修をさせていただくということで、拠点を今のところ主に教育事務所等へ配置をして、全県を対象にした幼児教育センターをつかって、幼児教育の質を高めていくということも考えております。

雑駁ですけれども、来年度の主な新規事業ということでは以上でございます。基本的には総合戦略に書いています結婚、妊娠・出産、子育てというところを引き続き取り組みを充実していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○高橋会長 今、概略を説明をいただいたところですが、これも含めてですが、これから意見交換ということへ入らせていただきたいというふうに思っております。各委員の方々、まだ御発言なさっていない委員の方々、必ず一言は御発言いただきまして、この議論を深めさせていただきたいというふうに思っておりますので、きょう、これまで上がった内容だけではございません。日ごろ委員としてこの子ども・子育てに関してお思いのことも含めてよろしゅうございますので、ぜひとも御意見を出していただければと思います。

それでは、どなたからでもよろしいですので、ぜひお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、大橋委員さん、お願いします。

○大橋委員 島根労働局の大橋です。私は労働関係をやっていますので、労働力の観点でちょっとお話をさせていただこうかなと思っております。

島根県、やはり労働力人口が減少して、労働力不足だというのが言われているところでございます。これは全国的にも言われているところですが、島根県においても、当然のことながら、そういう話になっているということで、有効求人倍率という概念があるんですけど、これはハローワークに求職登録している方に占める求人数を分子に上げた数なんですけど、これが1.69倍ということになっております。1人の求職者に対して1.7ぐらいの求人が存在するよというところですので、非常に人手不足の状況というのが続いているかなということでございます。

そうした中で、私どもの労働局としましては、女性の活躍というのは非常に重要な課題として考えているところでございまして、この女性の活躍という観点におきましては、何をしてるかというところでいいますと、子育て期で就労から外れた方々に対して再度職業訓練を受けていただきまして、就労に向けた課題を克服した上で就業していただくということ、教育訓練をします、職業訓練をしますというのが一つと、あとは、やはり働きやすい職場

になっていただかないとなかなか子育て期の女性の方が働くというのは難しいのかなというところで、事業主さんに関しましては働きやすい職場づくりをということ。総じてその働き方改革を進めてくださいというお願いを企業さんにしてるところでございました。こうした取り組みをしているということでもございまして、こうした両方の取り組みを進めることで、一人でも多くの子育て期の女性が、フルタイムではなくても、働いていただくということを考えていただきたいということで今進めているところでございます。我々労働局としてはそういった意味で進めているところでございまして、その反対側としましては、保育所の確保というのがやはり重要となってくるところかと思えます。

そうした観点で、今、労働力が減少しているということですが、元気な高齢者の方々も非常にふえてきているということになってくるのかなと思えます。放課後クラブ等で、もしかしたらそういう取り組みをされているところもあるのかと思えますけれども、元気な高齢者の方々を活用していただくというのも、放課後クラブで活用していただくというのも一つ方法としてはあるのかなと思えますので、そうしたことで、今ある労働力というのをどう生かしていくかというのは非常に島根県全体として重要な課題であると思えますので、そうした観点においても御協力をお願いしたいと思えますし、連携も深めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○加瀬部委員 失礼します。島根県助産師会の加瀬部と申します。

とてもうれしい女性の活躍のお話をいただいたので、女性がやっぱり生き生きと、職場もですし、母親としてもですし、生き生きとするためには、やはり祖父母の活躍っていうのも大事だと思います。今、祖父母も仕事をしている時代ですので、なかなか孫の協力に、協力っていうか、支援には行かないかもしれませんけれども、そういう意味では孫育て、私たちが孫育ての講座というのをしているんですけども、そういう孫育てっていうところにも助産師会がもっともっとPRをしていかないといけないかなと思っております。

松江市においては復職セミナーって、仕事に復帰するためにお母さんはどういう生活をしていくかっていうようなセミナーを開いているんですけども、そういうのが実際復職をした場合にこんなに大変なんだって、そこで諦めて退職するっていう人たちもいるかもしれませんし、今の若い人たちはこれからどういうふうになったらいいのかっていう、少しプランも考えながら、でもそれが実際自分でやってみるととても大変っていう、そのギャップというのが結構あるようですので、そういうところが少し埋まっていけばいいのか

など思っていますので、ここにイクメン、イクボスありますが、協力ではなくて、今は同等な立場で、父親も母親も協力っていうのではなくて、一緒になって子育てをしている時代で、協力という言葉では、何とかって、支援、ちょっとお父さんがすごくいい言葉を伝えたんですけども、いや、本当にそうだな、協力ではなくて、もうそれは一緒になって自分がするものなんだなっていう、そういう支援の仕方っていうのが随分あるんだなと思いました。

孫は本当にかわいいですけども、近くにいるのが、一緒に生活しているよりは近くにいる人が孫のように協力してくれる、そう思ったら、近所のおじさん、おばさんも孫育てをするような、何かそういう地域づくりっていうのも、私たち助産師会としての、出かけて講座が開けるのかなとちょっと思っていますので、いろんな意味で幅広い人材を活用していくっていうことがいいかなと思っています。微々たる力でも、それは大きな子育てに影響していくのではないかなと思っていますので、また協力を惜しまないように頑張りたいと思います。

○高橋会長 ありがとうございます。

具体的なお話を今いただいております。ぜひ、どうぞ、ほかの委員の方で。

石倉委員さん、お願いします。

○石倉委員 済みません、島根県母子寡婦福祉連合会の石倉です。

ちょっとまた話は違うんですけども、放課後児童クラブで拡充、充実ということを上げていただいているんですが、たまにひとり親家庭の方、今、3年生までの児童クラブでは不安という声たまにありまして、4年生に上がったときに1人で家に置いとくのが不安っていう方もたまにいらっやいまして、この辺が個人個人で状況は違うと思うので、私たちの子供時代だったら、3年、4年生ぐらいになったら1人で留守番も大丈夫じゃないかなという気はしてたんですが、最近のお子さんの状況によるのか、確かに1人で置いとかれると不安な場合もあるのかなと思ったりしますので、当然全員が希望されるわけでもないかとは思いますが、その辺が拡充としてどうかなと思います。

それと、最近の状況はわからないんですが、保育所が終わってから小学校に上がる時、小学校は4月1日から児童クラブ、預かっていたみたいなんですけど、保育所が卒園して後が何か空白期間みたいになるのを聞くことがあって、それは確かに困られるだろうなと。保育所によっては対応していただいているのかもしれないし、ちょっと最近の状況はわからないんですけど、そこの辺の支援状況はどうなっているか、もしまだま

だそれができてなかったら、そういうのを全県下で対応していただくとうれしいかと思えます。

○高橋会長 関連づけて、じゃあ、一度、県のほうの説明をお願いします。

○事務局 そうしますと、まず、石倉委員の関係です。

放課後児童クラブについては、基本的に制度としては6年生まで預かれるようになってます。ただ、現実的にそこをどこまで適用するかは各市町村の判断ということになっておりまして、これは正直市町村によってばらつきがあって、6年まで預かれる市町村、3年生を原則とされるところもありますので、ここのところは基本的に市町村のほうで一定のニーズと、それから考え方のもとにやっていただくということで、基本的に放課後児童クラブ、ニーズ全体の拡充を図っていきたいと思いますが、その辺で少し適用の考え方については、地域事情もありますので、市町村に少しお任せをしてるところがございしますが、この辺についてはいろいろと情報提供しながら、今後とも話をしていきたいと思えます。

それから、卒園の後の話、おっしゃるとおりで、これは今、取り組みをしているところとしてないところがありますが、多分してないこのほうが多いのかもしれない。もしやっける情報がありましたら、また御提供をいただきたいと思えますけれども、この辺、おっしゃるように、空白といいますか、一つの盲点かなと思えますので、我々のほうでもいろいろと今後考えさせていただきたいというふうに思えます。

それと、補足になりますが、先ほど来のところから高齢者、それから祖父母の活用ということがありました。本当におっしゃるとおりで、私どものほうも子育て支援員であるとか放課後児童支援員のところ、こうした方々、高齢の方々とか祖父母の方々含めて、いわゆる全ての方々と一緒に御参加をいただかないとなかなかできないし、そのための制度というのも設けておりますので、PRしながら、ぜひこういったところにも御参加いただければと思えます。以上です。

○高橋会長 それでは、井上委員さんのほうが先に手を挙げていらっしゃいましたので。

○井上委員 済みません。国公立の幼稚園・こども園長会の代表で出てまいりました、井上でございます。きょう、いろんな数値的なことをたくさん聞いて、ああ、そうかそうかというふうに思いながら聞いていましたけど、ちゃんと入ってないところがあるので、またじっくり見たいと思っております。

幼稚園のほうですけれども、非常に幼稚園に入る子供の人数がもう激少して、激減して

いるような状況でございます。その中でいろいろ、先ほど松江市の子育て政策の課長さんがおっしゃいましたけれども、幼稚園の施設を使って、そして待機児童を入れるような方策も少しずつやってきているところ、松江市の場合、やってきているところです。今、幼稚園というのは1号認定ですけども、これが月49時間から60時間ぐらいのところ、2号認定に変わることができるということも聞いております。そうすると、1号認定の保護者の子供がどんどん2号認定になっていくということで、ますます1号認定が少なくなって、2号認定、3号認定というのがふえていくような状況です。このような中で、幼稚園のほうも危機感、やっぱり幼児教育大事だということを訴えなくちゃいけなくて、危機感を感じております。いろんな島根県内の町村の中には、公立の幼稚園がこども園に移行していくということも大事ではないかという現場の声もあるようですが、なかなかやっぱり地域によってはいろんな関係があって、自治体としてそう簡単にはこども園にしていくわけにはいかないよというようなところがあって、でも幼児教育というところをしっかりとやっていくためには必要ではないかという、そういうジレンマというのが自治体によってはあるところのようです。

それから、先ほど教育の質ですけども、30年度からいよいよ幼稚園教育要領、そして保育指針、連携型認定こども園教育・保育要領の改訂があって、今、盛んに私たちは勉強しているところです。その中で、やっぱり小学校への接続というのはすごく大事なことで、いろんな活動、行事とか活動を一緒にすればいいものではなくて、教育課程をつないでいかなければいけないということを感じていますが、そののところを今、勉強中のところでございます。

先ほど県のほうから幼児教育センターっていうのが設置というのが言われて、これ新聞にも出ておって、私たちとしてはすごく期待をしているところなんですが、この辺のところ、少し具体的なことが、まだかもしれません、ちょっと具体的なことがあればお聞きさせてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○事務局 そうしますと、まず最初のところ、幼稚園のところについて、基本的には幼稚園、こども園、それから保育所どうするか、この辺は地域事情が違いますので、今言ったこども園からのところを含めて、これから地域のほうでしっかりと、地域資源とニーズを深めながらやっていただくことになると思います。ただ、おっしゃるように、こども園がその点にも一つ大きな点だと思います。ただ、ここは基本的には各幼稚園さん、それからあとは市町村さんのいろんな判断ですので、これは本当地域のほうで、各園と地域で考え

ていただく問題ですので、やっぱりいろんな可能性を見ながら、よりベターな方策を考えていただければよいのかなというふうに思っています。

幼児教育センターの話をちょっとしました。現時点、余り詳しくちょっとまだ述べ切れないところがありますが、基本的には何をするかというと、おっしゃるように、指針であるとか、要領のところですね、基本的には、例えば保育所でいうと、保育所の、いわゆる指針のところは教育と、それから子供の養育と、ベースになると思いますけれども、この辺のところのベースとなる指針が、要領も含めて、大きく変わりましたので、今回は特に幼児教育センター、もちろん各園でそれをもう既にじっくりやっておられるということも重々承知はしてはいますが、なかなか各園ともお忙しいということもお聞きをしていますので、こういったところがしっかりと一緒に学べるようにということで、今回、指導主事とか、あるいは幼児教育アドバイザーを配置して巡回をしたり、あるいは集合型という形で指針含めて一緒に学べるような仕組みをできないかということで、専門の専任者を置いた機関を設けていこうと思っています。ただ、どういうふうにするかということについてはこれからですし、恐らくプログラムのいろいろなちょっと計画をしながら、試行錯誤しながらやっていくということになりますので、ここについては基本的に今後、各幼稚園、それと保育所の皆さんのさまざまな御意見を聞きながら具体的な形にしていくのかなというふうに思っていますので、まずはそういう専任機関をつくって、学べる場といいますか、つくりますので、ぜひさまざまな御意見をいただきたいというふうに思っています。

実際、この幼児教育センターの中のミッションの1つはそうした要領のこともありますが、おっしゃった小学校との接続というところも一つ大きな課題ということで位置づけておりますので、教育委員会が入るのもそういうことでございますので、小学校への接続、このところもきちっと対応させていただけるようにやりたいと思いますが、ちょっと具体的な中身については、また追って情報が出次第、皆さんのところへお届けしていきたいというふうに思っております。以上です。

○高橋会長 それでは、松本委員さん、お願いします。

○松本委員 失礼します。公立小中学校教頭会の松本と申します。よろしくお願いします。

先ほど小学校へのスムーズなつなぎということで関係があると思いますけれども、小学校では随分前から小中連携とか保幼小連携教育の取り組みに取りかかっております。今、小学校のほうに入学してくる子供さんですけれども、1つの学校に、うちの学校では14カ所の幼稚園、保育所から入ってこられるという状況がございます。そうした中で、スム

ーズなつながりとか、その園とか保育所での教育のあり方とかいうところが大変重要になってくるかなと思っておりまして、今回見直しの研修のテーマのところ見させていただいて、御説明もありましたけれども、幼稚園、保育所、保育士さんが同じようなテーマでされるということと、それからキャリアアップの研修の内容も見ましたけれども、今、大変重要視されているようなことが盛り込まれていて、とてもいいんじゃないかなと思って拝見させていただきました。このような研修をしていただいた上でスムーズなつながりにつながればいいかなと思っております。

それから、うちの学校にも毎年教育実習生の方が来られます。県外の方がほとんどですけれども、その方には島根県の教諭になってくださいねというふうな話をして帰ってもらってるんですけども、新採用のことが重要視されているようなお話でしたけれども、島根県の幼稚園、それから保育士さんの処遇も含めて改善して、アピールして、こちらのほうに就職していただけるように頑張っていたらなと思いました。以上です。

○高橋会長 何か、よろしいですか。

○委員 基本としては、今おっしゃったところも含めてですが、今回特にこの幼児教育センターについては、教育庁の中に軸が置かれますけど、両部共管という形で教育委員会とまさしく一緒になって、幼児教育についても教育委員会、そして健康福祉部一緒になってやっていくというところが肝になると思っていますので、より一体的に、そうなる小学校との接続も含めて、より一体的にやれると思いますが、ちょっと、佐藤先生、一言。

○佐藤指導主事 島根県教育委員会、佐藤でございます。

文部科学省も幼児教育、保育、幼稚園、認定こども園、この3つを準義務教育といいます。つまり、ほとんどの子供がそこを通過して小学校に入ることです。したがって、そのところを重視することが大変重要であると述べており、島根県教育委員会もそのところを重視して、島根県で育つ子供に必要な、これから、先がなかなか見通せない時代をたくましく生き抜いていくような力、これを身につけていただきたいと考えております。大きな話で申しわけございません。よろしく願いいたします。

○高橋会長 じゃあ、坪内委員さんに。

○坪内委員 私立幼稚園の連合会のほうから参りました坪内と申します。

2点ほどなんですけれども、1点目は、処遇改善の話が先ほど出たんですけども、ちょっとうれしかったのは、使いにくさがあって、それは国のほうにも県のほうから意見を、申し入れをお伝えするよにということをお願いしているというのは非常にうれし

い、そのことを聞いてよかったなと思っているんですけども、使いやすさをというところと、それからそれに伴うキャリアアップの研修があらうかと思えますけれども、このキャリアアップの研修についても、先ほど来から出ています教育センターなりで所轄を持たれるのかどうかわかりませんが、ここにも、資料の中にもキャリアアップ研修というのが見直しのところに出てくるんですけども、今後そこのところも明確になってきてほしいな、その位置づけで思って、資料とお話と聞かせていただきました。実際に今、そのキャリアアップ研修が2日半ないし3日というところで、1つの研修で組まれているんですけども、それを案内があつて、本当は現場としては学んできてほしい、派遣をしたいと思ってるんですけども、日程が3日というところがとてもネックになっていて、そのうち1日はどうしても行事が重なっていて出れないとかということにもなるので、済みません、私が見落としてたらいけないんですけども、年度初めにその予定をあらかじめ示していただくと、園の行事などと調整もできて、園のほうでも見通しを持って、今年度、じゃあ、この教員とこの教員についてはこの間確実にとれるように、行事も組むように工夫しようとか、そういう考え方もしていけるのではないかなと思いますので、そういった工夫もぜひ今後取り組んでいただきたいなと思います。

それと、もう1点なんですけど、もう1点は、家庭保育というところ、ちょっとこの計画からは少し離れるかもしれませんが、先ほど来幼児教育が大切だというお話も井上委員さんのほうからもありましたけれども、ゼロ、1歳のときの子供とお母さん、あるいは親子で過ごす時間というのはとてもやはりその先について、子供にとって大事な時間だと思います。そのときに、先ほど松江市の大野課長さんから、現状として育児休暇を繰り上げてでも早めて、子供を預けて入所して、仕事に復帰せざるを得ないというような現状が実際にあるというところを思うと、何とかそのゼロ、1歳のところでの家庭保育の支援というのが県として何か施策を立てていただくことは、何か少しのところからでも始めていただくことはできないかなというふうに思います。実際に先ほどお話にあったように、松江市の公立の幼稚園のほうでの空き部屋を活用して、待機児童の解消のための対策として一時保育を始められたりとかつていうことはあらうかと思うんですけども、そこを例えばゼロ、1歳で、例えば2年間の育児休業をしっかりと終えられた方でも、いわゆる学年でいうと2歳児さんからでしょうかね、受け入れがしっかりとできますよという状況が少しずつでも整ってくると、またそこのところで、例えばゼロ、1歳のときには家庭支援をして、安心して2年間家庭で見ただけのものであれば、そこにぜひ家庭で過ご

していただくと、待機児童の解消にもつながってくるというところを少し検討してみたいかどうかと、具体的にどういうアイデアがあるわけではないですけども、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

○事務局 失礼します。そうしますと、キャリアアップ研修の関係についてお答えしたいと思います。

昨年度はキャリアアップ研修の初年度でありまして、制度が始まってからこちらもいろいろな組み立て、それから講師さんの手配等々いたしまして、ちょっとおくれまして、皆様に御迷惑をおかけした点があったと思います。大変申しわけなく思います。

来年度につきましては、なるべく早く計画をお示しして、年間の行事と見ていただけるような体制にしたいと思っておりますので、少々お待ちをいただけたらというふうに思います。

○事務局 それと、処遇改善のところ、我々としては処遇改善というのがあって、先ほど言いましたように、中堅層4万円と5,000円の処遇改善が図られたということで、今、県内で大体5割を超えて、六、七割の施設のほうでお使いいただけるということなんですけど、せっかくの機会ですからぜひ使っていただきたいんですけど、使いにくいということを行いました。これ、我々、きょう同席しています次長、部長含めて、国のほうへ重点要望も含めて、より使いやすいというところ、それからキャリアアップ研修の実施の仕方とか、あるいは法人内でのもっと使いやすくするというようなことを数点、要望かけております。なかなかちょっと国の制度なのでどうなるかわかりませんが、これは要望しながら、一方ではぜひ御活用を工夫していただきたいということも言っておりますので、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

それと、家庭教育につきましては、松江市の大野課長のほうからもちょっといろいろ情報提供いただいています。今、県のほうでやっていますのは育児休業の、いわゆる取得促進ということで、企業さん、中小企業が中心になりますけど、取得促進のための奨励金というようなものをつくって、育児休業をなるべく長くとっていただくというような仕組みを昨年度からとっております、こういう制度もやっておりますが、さらに家庭教育の支援あるいはゼロ、1歳のところへの支援ということについては、おっしゃるように、課題だというふうに思っておりますので、いろいろと情報を聞きながら、我々の今後の課題ということでいろいろまた検討はさせていただきたいと思います。ちょっと具体的なお答えにな

ってなくて申しわけございませんが、課題の認識としては、同じように共有しております。

○高橋会長 ありがとうございます。

じゃあ、玉串さん、お願いします。

○玉串委員 縁結びサポートセンターの玉串でございます。

先ほど来年度の新規事業の中で、平成の縁結び応援事業でコンピューターマッチングシステムの導入というお話がありましたが、これ大変ありがたい御配慮、御配慮というか、施策だと思っております。もちろんはびこさんも一生懸命やっているところではございますが、なかなか質、量、量的になかなか御要望に応えにくいというところがありまして、また内容的にも今の若者の考え方として、コンピューターマッチングみたいなものでやってみたいというところもあろうかと思ひまして、大変ありがたいことだと思います。改めてお礼申し上げます。

それから、本日のテーマであります子育て支援の充実ということに関しまして、結婚する人の一つの、結婚したい方が結婚に踏み切れない理由に子育てに対する不安感というのがあることでございまして、総合的に子育ての施策を応援していただきますと安心感につながると思うところがあると思っておりますので、引き続きこういうところの取り組みに大変期待するところでございます。

それに関しまして1つだけ御質問でございますけれども、先ほど来こうした待機児童等を解消されて、数値的には保育に預けたいという人が預けられるようなことが、どんどん努力されてそういうところも見えてきてるところでございまして、なかなか運用面で、何ていいますか、先ほどもお話にありましたが、4月じゃないと制度に乗れないので、どうしても休みたいんだけど、切り上げざるを得ないという方が、私が今まで勤めていた中の職員にも複数いらっしゃいました。そういうところがスムーズにいくと、本当に働く側にとっても、そして子供にとってもいいことだと思いますので、何らかの工夫が必要ではないかなと、運用面でというところでまだまだ取り組むべきことがあるんじゃないかと思ひます。お願いいたします。

質問は、私がおかしいんですが、よくお試し保育っていうのがあると聞いておりました、私、子供を保育園に預けてまいりましたが、一切ございませんでした。職員さんの中で、市町村が違うと、よくわかりませんが、お試し保育の長さとか細かい制度が違って、ある意味いいことだと思いますが、それはなかなか負担感につながっているというところがあると思ひまして、ひとつお試し保育っていうのは、少し実態を、もしおわかりの

方がいらっしゃったらお話をお伺いしたいと思っております。以上でございます。

○高橋会長 いかがですか。市のほう、県のほうには。

私が一番初めの挨拶のところ少し言おうと思った話を、ここに触れたんですが、今度の4月の2日から1週間ほどうちの家内は、これは名古屋なんですけれども、そちらのほうに私を置いて出かけてまいります。お試し保育期間ということでして、どうも通常の保育時間とは違って、少し遅く出て早く帰ってくるっていう、そういう感じですね。給食はないというように聞いております。しかも、1歳になった子と、それから3歳の子と2人ですので、どうしても。お父さんとお母さんは仕事に行き、もう当たり前に出ます。お母さんは名古屋市の保育園の職員をやっておりますので、保育士をやっておりますので、もう確実に、何とか30分早く帰らせてもらうっていうのをとりあえずとるといような。ですから、その期間はお試しですという言い方なんです。具体的にどんな、どのぐらいの保育料か、あるいはどういったようなことはまだわかりませんが、そういったようなことが現実的にあるということです。

○玉串委員 ありがとうございます。

それがあるといのは大体どういうものかわかるんですが、どうも市町村によってその長さとか違って、その辺が、実は働く側からいうと、いいことではあるんですが、何だかちょっと負担感につながっていらっしゃって、そこで雇用者側としては時間休みたいなのもしてさしあげるようになるんですが、いろんな面でいい面、悪い面あろうかと思いますが、運用面でまだまだ細かいことを考えていく必要があるかなと思っておりますので、よろしくお願ひ。

○高橋会長 永瀬委員さん。

○永瀬委員 失礼します。お試し保育、うちのほうではならし保育といってまして、入所が決まっている方がいきなりお子さんを1日預けると、先生との関係もできないので、時間をちょっと短目にやってならしについて、通常の保育にというのをうちのほうでやってまして、それをならし保育っていう型でしています。

それから、きょうの中では、計画の中に来年度から教育センターの設置という部分が、うちのほうも共働きの方が多くなったということで、幼稚園から幼児園化ということで、1つしかなかった保育所が9つの保育所になったということで、保育士の先生方も非常に若い方ばかりが勤められていることで、なかなか先輩の方から技術の継承等ができないということが一つの課題となっております、うちの町の施策としても、保育の質を確保

するために、独自で保育士の経験の方を今後やっていかなければいけないかなというふう
に思っていたところでした。また、近年、うちは教育委員会に子育て支援課があり
まして、小学校の校長先生等の話し合いの中でも、なかなかきちんと座って聞くことが
できない子供が多くなったというようなことで、幼稚園との行き来の中でいろいろ見てい
ただいたりをしている状況でございましたので、そういう部分からして、こういう実態を
着実に吸い上げていただいて、こういう制度をやっていただけるとするのは非常にありが
たいなと思っておりますし、今後、うちのほうとしても、この事業等を活用できるような形で
やっていきたいと思っております。

そのほかに、うちもちょっと課題としては、障害者の方がおられるんですけれども、小
学生の方については、児童クラブということで午後からの預かりができるんですが、中学
生の方がなかなか受け入る施設がないよということが一つ話も出ておりまして、この部分
については、福祉部局ともまた今後検討していかなければいけないなというところで思っ
ております。うちのほうとしてはそういう課題もありますので、また今後ともいろんなと
ころで御相談をさせていただければと思っております。ありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

あと、1問。

それでは、お願いします。

○委員 済みません、2度目にしゃべるのは何か恐縮なのですが。

うちのほうの役員会、ちょっといろいろ話があるんで、せっかく県の会に行くなら話し
てきてくれというのがありまして、先ほどからならし保育の話出ておりますけど、これ実
際に松江市でもほとんどの方がならし保育ということで、大体1週間ほど、子供さんの状
況にもよりますけども、半日ぐらいで保育をやってならしていくということになっ
てくるんですけども、この間、復職するほう、大人のほう、特にならし復職期間もないも
んですから、なかなか苦勞することになります、一番最初から。その点をどうにか、例
えば職場の側でその期間は半日の復帰で何とかやっていただく、あるいはならし保
育のほうを復職よりちょっと前に持ってきていただくとか、そういう対応をしていただ
けると大分そのむちやがなくて済む。さっき会長さんも、おじいちゃん、おばあ
ちゃんを使って何とかしてみたいなありましたが、まさにそういう状況になっていると。

それから、もう一つ、これは、もうことは特にひどかったんですが、うまくそうや
って軌道に乗っても、子供ですから病気をします。特にことはインフルエンザがすご

たんですが、このときに病児保育に預けられればいいんですが、基本的に足りてないですね。必要なときには足りない。特にことしみたいにインフルエンザが流行すると、もうとても足りない。電話しても、済みません、いっぱいです、いっぱいですということになって、しかもインフルエンザは5日間出られなかったりするんで、その間どうにか家で見なきゃいけないわけなんです、5日間というのはなかなか長くて、このとき、じゃあ、職場のほうは何か対応いただけるかというところちょっと難しいということが多いわけです。先ほど労働力が足りてないという話もありました。

ただ、だからといって、じゃあ、子供をどうするのという話になるんですが、ここでどう結論が出るかというところ難しいと思うんですが、幾つか提案はあって、例えばインフルエンザに関しては、予防接種をもうちょっと助成をしてたくさん打っていただければ、流行をもうちょっと抑えることができるはずなんです。限界はあると思います。そっちのほうに皆さんに休んでいただくよりも、トータルのコストは低い。であれば、そういったほうの助成をすとか、ちょっと私らもその辺は専門じゃないんですが、県とか行政のほうに試算いただいて、合意形成といいますか、こっちのほうがいいよというふうなことを示していただくと、もう少し各部局というか、部署が動きやすくなるのかなと感じております。

あと、もう一つですが、復職されて、大企業さんだと、例えば時短勤務とかで放課後は家に帰っても大丈夫だよという方もおられるし、もともと放課後ぐらいまでのところで仕事をやめる方も多いんですが、そういった方々が夏休みとか冬休みとか、長期休暇のときに子供を預ける場がなくなってしまうんですね。先ほども放課後子供の事業は拡充する方向だということでしたが、通常のところでは既に足りてないので、そこに1個入る、夏休み、さらにどっとふやしていいかというところ、今、そういうことになってない。そのところ、何とか、夏休みだけでも受け入れられるところをつくっていただくと、その間働けなくなるとか、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんの実家にずっと預けておく、そういったむちゃが少なくなって、いろんな方面でスムーズに行くかなというふうなことを考えております。

済みません、ちょっと長くなりました。

○高橋会長 それでは。

○事務局 まず、インフルエンザに関しては、ちょっと御意見として賜いますが、ちょっとここはなかなかハードルが高いというところかなと。いわゆる助成ということになりますので、市町村さん含めていろいろ、御意見として承りますが、ちょっと少しハード

ルが高いかもしれません。

それから、あと今夏休み含めた放課後児童クラブ、これは実際、今回、去年かな、一応夏休み期間の放課後児童クラブ開設に向けて、国庫補助のかさ上げをされて、国自身も今推進しようとしています。ただ、一方で夏休み期間をやるとなると、また人材の確保だとか、いろいろとハードルがありまして、制度としては進めてはいるんですけども、そこを、じゃあ、受け入れる学校、それからあるいは人材確保の面でなかなか難しいというところもあります。ただ、基本的にはそういうものを推進する補助制度なんかも拡充をされてますので、ここについては、今回の中で全部、恐らく包含されてるとは思いませんけれども、そういった制度拡充を踏まえて、今後また市町村の皆さんとお話をしていきたいと思えます。ただ、放課後につきましては、本当に実際人材確保というところ、難しいというところ含めて、なかなかちょっとハードルも実際は高いところもあって、ここは我々の補助制度のほうもつくっていつているところですけども、少しその辺を見据えて、少し中期的なスパンで考えていかないと、なかなかちょっとハードルの高い問題かなと。ただ、放課後児童クラブの拡充というのは、我々、国も県も今、重点施策に位置づけてますので、これはいろいろちょっと努力をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○高橋会長 それでは、ちょうど4時となりました。そろそろこの会を終了させていただきたいと思えます。

やはりこうした意見交換の場がございますと、具体的な実態といたしましうか、こうしたものが明らかになってきて、皆さんのさまざまなお知恵あるいはお考えというものを県のほうにも反映できていく、こういうことができるのではないかと思っております。

大変長時間にわたりまして濃密な意見交換をしていただきました。ありがとうございます。

それでは、私のほうからはマイクを事務局のほうにお返しさせていただきたいと思えます。

○吉田G L ありがとうございます。

そうしますと、最後に、次長の平岡から一言お礼を申し上げます。

○平岡次長 大変、委員の皆さん、長時間にわたり、ありがとうございます。会長さんにもまとめていただきましたように、いろんな取り組みやさまざまな課題もきょうお伺いできたんじゃないかなというふうに思っています。

それを踏まえて、きょう、こうして計画の見直しの案というのを決めていただいたわけでありませけれども、この計画の一つの大きな目指すところは、子供の最善の利益を実現できる社会をつくっていかうということで、その視点からいえば、きょういただいたさまざまな課題、もちろん県で対応できることだけではなかつたと思ひますけれども、こういふことを一つ一つ解決していくには、やはり県としてもこういふ形で意見交換もありますし、データやそういうものも含めて、実情をできる限り把握をしたいというふうにおもひます。その上で、市町村の皆さんとの連携とか、あるいは教育部局の事業をしていらつしやる方との連携とか、あるいはもっと大きく言えば、企業や地域社会の皆さんとの連携、理解を深める取り組みとか、さまざまな形で取り組みをしてまいりたいというふうにおもひます。そのための計画だというふうにおもひますので、これからもしっかりと取り組んでいきたいということをおし上げて、本日のお礼の御挨拶にさせていただきます。本当にありがとうございました。

○吉田GL 以上をもちまして、平成29年度第2回島根県子ども・子育て支援推進会議を終わります。ありがとうございました。